

議案参考資料

[平成 31 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

黒保根支所

地域振興整備課 産業振興係

議案名

議案第 5 号 桐生市ふるさと探訪ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

国土調査の結果に基づき合筆の登記が完了したことに伴い、桐生市ふるさと探訪ふれあい館の所在地表記を改めようとするものです。

概 要

桐生市ふるさと探訪ふれあい館の所在地の表記を、次のとおり改めるものです。

現行	改正案
桐生市黒保根町水沼 347 番地 17	桐生市黒保根町水沼 347 番地 15

(施行期日：公布の日)

背景・経過

当該区域の国土調査が実施され、その結果が平成 30 年 9 月 18 日農整第 102-32 号で認証され、合筆の登記が平成 30 年 12 月 21 日前橋地方法務局桐生支局において完了しました。